

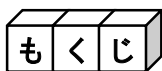
京都あぐい便り



写真:上世屋の里山



近畿農政局京都支局
発行:平成30年5月23日



- P1・・・認定農業者の申請がしやすくなりました！
- P2・・・営農型太陽光発電設備の一時転用許可について/飼料用多収日本一コンテストの開催
- P3・・・現場だより「環境保全型農業に取り組む (株)野木源」
- P4・・・京都府農業の現状、近畿農政局京都支局からのお知らせ(メルマガ)

「認定農業者の申請がしやすくなりました！」

農業者の皆様の声にお応えて

- ・農業者による申請手続きの手間の軽減
 - ・市町村による認定手続きの「見える化」
- が進むように運用を改善します



- 1 一つの経営改善計画で、複数の市町村に申請できるようになるため、複数市町村での認定申請の手続きが簡単になります。
- 2 認定の判断基準が「所得」に統一され、農業者(又は農業法人)の営農活動全体から得られる所得が市町村が定める基本構想の目標水準以上かどうかで判断します。
- 3 将来的に基本構想で示される所得水準等に達成することが見込まれる場合には、目標所得が基本構想の目標水準を下回る場合でも認定農業者になれます。
- 4 6次産業化の取り組みなど、農畜産物の生産以外の収入も経営改善計画に含めることができます。
- 5 申請から認定までにかかる標準的な処理期間の目安の公表等により、市町村における認定手続きがわかりやすくなります。

【お問い合わせ先】

近畿農政局経営・事業支援部担い手育成課 075-451-9161(内線2716)

営農型太陽光発電設備の農地転用許可上の取扱いの変更について

担い手の所得向上等による農業経営の更なる改善の促進、営農型太陽光発電設備を活用した荒廃農地の再生等を目的に、**営農型太陽光発電設備の設置に係る農地転用許可制度の取扱いが見直されました**のでお知らせします。

◎ 変更内容(一時転用許可期間の変更)

営農型太陽光発電設備への一時転用期間が3年以内だったものを、以下の場合においては10年以内に変更(以下に該当しない場合は従前どおり3年以内)

- ◆ 担い手が所有している農地又は利用権等を設定している農地で当該担い手が下部農地で営農を行う場合
- ◆ 農用地区域内を含め荒廃農地を活用する場合
- ◆ 農用地区域以外の第2種農地又は第3種農地を活用する場合

◎ その他の要件

- ◆ 農作物の生育に適した日照量が確保されていること
- ◆ 農業機械等を効率的に利用するため支柱の高さが2メートル以上確保されていること
- ◆ 周辺農地の効率的な利用等に支障を及ぼすおそれがないこと
- ◆ 毎年1回報告(下部農地で収穫された農作物の単収及び地域の平均的な単収、農業に知見を有する者の所見等)等



【営農型太陽光発電に関するご相談・お問い合わせ先】

近畿農政局経営・事業支援部食品企業課内 (電話)075-414-9024

飼料用米多収日本一コンテストの開催

飼料用米生産農家の生産技術の向上を目指し、多収を実現している先進的で他の模範となる経営体を表彰し、その成果を広く紹介する「飼料用米多収日本一」を開催します。

【参加できる方】

平成30年産の飼料用米の生産で、次の要件をすべて満たす方

- ・多収品種(知事特認含む)を概ね1ha以上生産する方
- ・生産コスト低減等に取り組む方

【開催スケジュール】

- ・応募期間 平成30年5月1日～6月29日
- ・収量の報告締切 平成31年1月末日
- ・審査委員会 平成31年2月
- ・表彰式(東京都内) 平成31年3月15日

【褒賞】

成績優秀者には、以下の賞が授与されます。

- ・農林水産大臣賞
- ・政策統括官賞
- ・全国農業協同組合中央会会長賞
- ・全国農業協同組合連合会会長賞
- ・協同組合日本飼料工業会会長賞
- ・日本農業新聞賞

※上記褒賞のほか、近畿管内応募者の中から近畿農政局長賞を選考します。

【応募先及びお問い合わせは以下の窓口へ】

近畿農政局生産部生産振興課

(住所)京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 (電話)075-414-9020



現場だより

環境保全型農業に取り組む

のぎげん
(株)野木源 代表取締役

野木 武さん(京丹後市)



野木さん(57歳)は、昭和57年に就農され、京丹後市で「タケチャン・ファーム」を設立。

環境保全型農業に取り組み、平成19年には、「第13回環境保全型農業推進コンクール」で京都府初の農林水産大臣賞に選ばれました。

平成24年に法人化し「(株)野木源」を設立。

現在、従業員等を含め8名で運営。

現在の経営面積は水稻を17ha、ブロッコリー、メロン、堀川ごぼうなどを1ha 栽培しておられます。

水稻は、アイガモ自然農法にこだわった無農薬コシヒカリの「てんてこ米」のほか、すべての農産物で農薬や肥料の低減を図っており、平成25年にオープンさせた直売所「野木源」で販売しているほか、個人顧客や中食事業者向けの販売にも取り組んでおられます。



今年も田植えが始まりました



陽の光を浴びて
すくすく育つメロン



これからの経営については、より安全、安心な農作物を提供するため、ASIAGAP認証の取得を視野に入れておられます。

野木さんは、「今後も地域の法人として、他の農業者と連携しながら更に地域の活性化に役立つよう、頑張っていきたい。」との抱負を語っておられました。

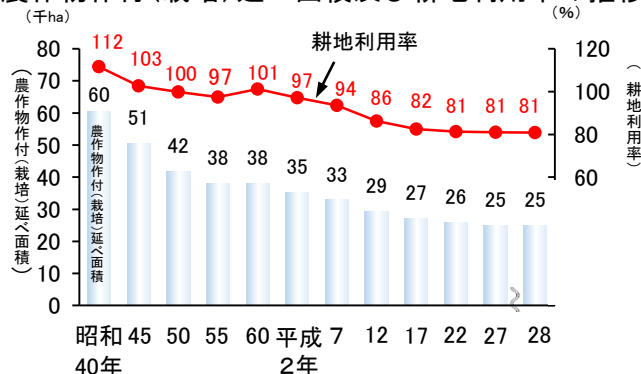




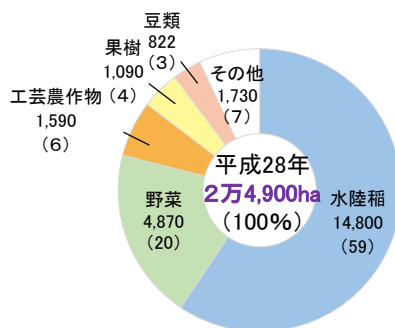
京都府農業の現状 農作物作付(栽培)延べ面積

平成28年の農作物作付(栽培)延べ面積は2万4,900haで、耕地利用率は81%。
作物別の内訳は、水陸稲59%、野菜20%、工芸農作物6%の順。

農作物作付(栽培)延べ面積及び耕地利用率の推移



農作物作付(栽培)延べ面積



資料：農林水産省統計部『耕地及び作付面積統計』

注：1 四捨五入のため、合計値と内訳の計が一致しないグラフがある。

2 農作物作付(栽培)延べ面積とは、水陸稲、麦類、かんしょ、雑穀、豆類、野菜、果樹、工芸農作物、飼肥料作物及びその他の作物別にみた作付(栽培)面積の合計をいう。したがって、年産区分を同一とする水稲二期作栽培や季節区分別野菜などにより、同一ほ場に2回以上作付けされた場合は、それぞれを作付面積とし、延べ面積とする。

3 耕地利用率とは、耕地面積に対する作付(栽培)延べ面積の割合である。

耕地利用率(%) = 作付(栽培)延べ面積 ÷ 耕地面積(7月15日現在) × 100

4 その他は農作物作付(栽培)延べ面積合計からその他以外を差し引き算出した値である。

～近畿農政局京都支局からのお知らせ～

メールマガジンへの登録のご案内

農林水産省では、「食料・農業・農村基本法」等に基づき、農業者の方をはじめ、国民の皆さまに食料・農林水産業・農山漁村等について、さまざまな情報をタイムリー、かつわかりやすくお知らせしていく必要があると考えております。

このため、近畿農政局京都支局においても、「近畿農政局京都府拠点メールマガジン」を発行し、プレスリリース等の公表、農林水産施策の具体的な紹介等を行っています。

このメールマガジンは、月2回発行しており、どなたでもご利用いただけますので、食料・農林水産業・農山漁村や農林水産施策などに関心のある方やタイムリーな情報入手したい方は、ご活用ください。

メールマガジンへの登録は、下記、ワードを入力し検索していただくか、QRコードからアクセスしてください。

京都府拠点メールマガジン

検索



お問い合わせ先：近畿農政局京都支局

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

TEL:075-414-9015 FAX:075-414-9057

ホームページ：<http://www.maff.go.jp/kinki/tiiki/kyoto/index.html>

